

○ 愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(平成10年3月31日)  
(平成10年規則第7号)

改正 平成14年2月26日規則第2号  
平成14年2月26日規則第3号  
平成14年6月28日規則第8号  
平成19年3月30日規則第10号  
平成22年3月31日規則第1号  
平成22年3月31日規則第2号  
平成22年10月1日規則第8号  
平成22年11月30日規則第11号  
平成28年12月8日規則第6号  
平成29年2月28日規則第3号

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

**第2条** 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 愛知県都市職員共済組合の育児休業等に関する規則（平成22年愛知県都市職員共済組合規則第9号。以下「育児休業規則」という。）第13条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同規則第23条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同規則第23条の規定による勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、理事長が定める。

3 愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第6号）第34条の3に規定する短時間勤務の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長が別に定める。

4 育児休業規則第24条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲で、理事長が定める。

5 理事長は、職務の特殊性又は勤務所の特殊の必要により前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

(平14規則2、平14規則8、平22規則1、平22規則8・一部改正)

(週休日及び勤務時間の割振り)

**第3条** 組合の事務局に常時勤務する職員（以下「事務局職員」という。）の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、日曜日及び土曜日とする。

ただし、理事長は、再雇用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 事務局職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分とする。ただし、再雇用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 事務局職員の始業時刻は、午前8時30分とし、終業時刻は、午前5時15分とする。

(平14規則2、平22規則1・一部改正)

**第4条** 組合の保養所に常時勤務する職員（以下「保養所職員」という。）の週休日は、規程の定めるところにより、4週間ごとの期間につき愛知県都市職員共済組合の保養所の設置等に関する規則（平成6年愛知県都市職員共済組合規則第3号）第5条に規定する休業日と理事長が職員ごとに指定する日を合算して8日間とする。ただし、勤務の特殊性その他やむを得ない事由により、4週間ごとの期間につき8日（再雇用短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規程の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合は、この限りでない。

2 保養所職員の勤務時間は、前項に規定する週休日を除く日において、第2条第1項に規定する時間を超えない範囲内で、かつ、次項に規定する始業時刻から終業時刻の範囲内で理事長が職員ごとに割り振るものとする。

3 保養所職員の始業時刻は、午前7時とし、終業時刻は、午後10時とする。

(平14規則8・一部改正)

(週休日の振替等)

**第5条** 理事長は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規程の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規程で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(平14規則8・一部改正)

(休憩時間)

**第6条** 理事長は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項に規定する事務局職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、1日の勤務時間が7時間45分を超える勤務を命ぜられた事務局職員の休憩時間は、理事長が別に定める。

3 第1項に規定する保養所職員の休憩時間は、第4条第2項の勤務時間を勘案して

理事長が別に定める。

(平14規則8、平19規則10、平22規則1・一部改正)

## 第7条 削除

(平19規則10・削除)

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

**第8条** 理事長は、労働基準監督署長の許可を受けて第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規程で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規程で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 理事長は、業務のために臨時の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規程で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(平14規則8、平22規則8・一部改正)

(時間外勤務代休時間)

**第8条の2** 理事長は、愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第9号。以下「給与規則」という。）第19条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規程の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規程で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(平22規則2・追加)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

**第8条の3** 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規程で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 理事長は、3歳に満たない子のある職員が、規程で定めるところにより、当該子

を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

- 3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規程で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規程で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規程で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規程で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規程で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「業務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
- 5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規程で定める。

（平22規則8・追加、平成29規則3・一部改正）

（休日）

**第9条** 事務局職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

- 2 保養所職員は、祝日法による休日に相当する日として理事長が職員ごとに指定する日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。年末年始の休日に相当する日として理事長が職員ごとに指定する日についても、同様とする。

（平14規則8・一部改正）

（休日の代休日）

**第10条** 理事長は、事務局職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、

規程の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（第3項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

- 2 理事長は、保養所職員に前条第2項の規定により職員ごとに指定した祝日法による休日に相当する日又は年末年始の休日に相当する日（以下この項において「休日に相当する日」と総称する。）である第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日に相当する日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規程の定めるところにより、当該休日に相当する日前に、当該休日に相当する日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日に相当する日後の勤務日等（休日に相当する日を除く。）を指定することができる。
- 3 第1項又は前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間又は休日に相当する日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（平14規則8、平22規則2・一部改正）

（休暇の種類）

**第11条** 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（平28規則6・一部改正）

（年次有給休暇）

**第12条** 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規程で定める日数）
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となったもの その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規程で定める日数
- (3) 当該年の前年において地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による組合以外の地方公務員共済組合の職員若しくは国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の規定による国家公務員共済組合の職員、地方公務員、国家公務員又は地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員その他の規程に定めるものに使用される者（以下この号において「他の共済組合職員等」という。）であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規程で定める職員 他の共済組合職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規程で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規程で定める日数

- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規程で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。
- 3 理事長は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（平14規則2、平14規則8、平22規則8・一部改正）

（病気休暇）

**第13条** 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

（特別休暇）

**第14条** 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規程で定める場合における休暇とする。この場合において、規程で定める特別休暇については、規程でその期間を定める。

（介護休暇）

**第15条** 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規程で定める者で負傷、疾病又は老齢により規程で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、理事長が、規程の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休暇については、給与規則第30条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同規則第29条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（平14規則3、平22規則2、平22規則11、平28規則6・一部改正）

（介護時間）

**第15条の2** 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、給与規則第30条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規則第29条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（平28規則6・追加）

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

**第16条** 病気休暇、特別休暇（規程で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、規程の定めるところにより、理事長の承認を受けなければならない。

(平28規則6・一部改正)

(規程への委任)

**第17条** 第11条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続きその他の休暇に関し必要な事項は、規程で定める。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

**第18条** 非常勤職員（再雇用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、理事長が定める。

(平14規則2・一部改正)

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の日前に、愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第6号）附則第2項の規定による廃止前の愛知県都市職員共済組合職員就業規程（昭和37年愛知県都市職員共済組合規程第3号。以下「旧就業規程」という。）第14条の規定により、1週間の勤務時間が定められている職員については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において第2条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

2 この規則の施行の際現に旧就業規程第15条の2第1項及び第2項の規定に基づき週休日及び勤務時間が割り振られている職員の週休日及び勤務時間の割振りは、第3条又は第4条の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りとはみなす。

3 この規則の施行の際現に旧就業規程第15条の3の規定に基づき命ぜられている週休日の振替等については、第5条の規定に基づき命ぜられた週休日の振替等とはみなす。

4 この規則の施行の際現に旧就業規程第16条第2項の規定に基づき定められている休憩時間については、第6条の規定に基づく休憩時間とはみなす。

5 施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成10年における年次有給休暇の日数については、第12条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際の旧就業規程第28条第3項に規定する年次休暇の残日数とする。

6 この規則の施行の際現に旧就業規程の規定に基づき承認を受けている休暇については、なお従前の例による。

(給与規則附則第3項の規程により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

第3条 給与規則附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第29条第2項」とあるのは、「附

則第5項」とする。

(平22規則11・追加)

**附 則** (平成14年2月26日規則第2号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成14年4月1日から施行する。〔後略〕

**附 則** (平成14年2月26日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の給与規則」という。)第15条の規定は、第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。)についても適用する。この場合において改正後の規則第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過するまでの間」とする。

3 規則第16条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、改正後の規則第15条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過するまでの間」とする。

**附 則** (平成14年6月28日規則第8号)

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則** (平成19年3月30日規則第10号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月31日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月31日規則第2号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年10月1日規則第8号)

1 この規則は、公告の日から施行する。

2 改正後の愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第8条の3の規定による請求又はこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務の制限の開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、理事長の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

**附 則** (平成22年11月30日規則第11号) 抄

(施行期日)



**第1条** この規則は、平成22年12月1日から施行する。〔後略〕

**附 則**（平成28年12月8日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正前の愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条第1項に規定する指定期間については、理事長は、規程の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。  
（委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

**附 則**（平成29年2月28日規則第3号）

この規則は、公告の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。